# 議決された主な議案等

※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成　－：反対　退：退席

| 会派名 | | ※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する２人以上の議員で構成されます。本市議会では、会派に属する議員は代表質問を行ったり、議会運営委員会の委員となり、議会運営に関する協議を行うことができます。 | | 鎌倉プロジェクトの会夢 | | | | みんなの鎌倉 | | | | 公明党鎌倉市議会議員団 | | | 鎌倉みらい | | | 日本共産党鎌倉市議会議員団 | | 神奈川ネットワーク運動・鎌倉 | | 無所属 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議員名 | | ※◎は会派の代表者<br>※前川綾子議員は議長のため、採決には参加していません。 | | ◎髙橋浩司 | 日向慎吾 | 永田磨梨奈 | 小野田康成 | ◎渡辺隆 | 河村琢磨 | 久坂くにえ | 中村聡一郎 | ◎大石和久 | 西岡幸子 | 納所輝次 | ◎池田実 | 前川綾子 | 山田直人 | ◎赤松正博 | 吉岡和江 | ◎三宅真里 | 保坂令子 | 千一 | 竹田ゆかり | 長嶋竜弘 | 上畠寛弘 | 渡邊昌一郎 | 中澤克之 | 岡田和則 | 松中健治 |
| 主な議案等 | | | 議決結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諮問 | 第６号 | 行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立てについて | ※１ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | 退 | ○ |
| 条例 | 第103号 | 鎌倉市職員の退職管理に関する条例の制定について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 条例 | 第107号 | 鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 補正予算 | 第117号 | 平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第８号）<br>（鎌倉市版観光ＤＭＯ設立準備事業等） | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新年度予算 | 第91号 | 平成28年度鎌倉市一般会計予算<br>（上／原案　下／企画総合計画事業に対する組み替え動議） | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | － |
| | | | 否決 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ |
| | 第94号 | 平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第95号 | 平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第97号 | 平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 陳情 | 第38号 | 有料ごみ袋の使用を継続することの中止を求める陳情書 | 不採択 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | ○ | 退 | ○ | － | ○ |
| 陳情 | 第39号 | 円覚寺境内境界北尾根を『国指定史跡円覚寺境内』に追加指定することについての陳情 | 不採択 | ○ | 退 | 退 | 退 | － | － | － | － | － | － | 退 | － | | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | ○ | － |

※１　棄却することが妥当である旨、答申することを決定

今定例会では、議員から議案16件および書面による動議1件が、市長から議案50件および諮問5件が提出されました。主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

## 《議員提出議案》

### 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的とした無電柱化の推進に関する法律の早期制定について、国に対し要望するものです。

**議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。**

（可決した意見書の全文は鎌倉市議会ホームページ「鎌倉市議会議案集（議会議案等）」をご覧ください。）

## 《市長提出議案》

## 諮問

### 行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立てについて

市役所旧901会議室および市役所本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により特定される部分について、鎌倉市職員労働組合が行った行政財産目的外使用許可申請について、市は、同会議室については子ども会館・子どもの家の整備という行政計画を進めるため、施設の解体を予定しており、また、市役所敷地内に職員労働組合事務所として供与できるスペースがないことから、それぞれ不許可としたとのことで、この処分に対し、異議申し立てがなされたため、地方自治法第238条の7第4項の規定に基づき、議会に諮問されたものです。

**議会では、多数の賛成により、審査を付託した総務常任委員会の答申案（市の事務手続に瑕疵はなく、今回の不許可処分については妥当であると考えられることから、異議申し立てについては、棄却が妥当と判断する。）のとおり決定しました。**

## 条例関係議案

### 鎌倉市職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正により、退職後に営利企業等に再就職した元職員による、現職職員への働きかけが規制されることに伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、必要な事項を定めようとするもので、本年4月1日から施行しようとするものです。

**議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。**

### 鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

行政不服審査法の改正に伴い、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が見直されたことから、鎌倉市個人情報保護条例および鎌倉市情報公開条例に定める不服申し立てに関する規定について、同法の趣旨を踏まえた内容に整備するもので、本年4月1日から施行しようとするものです。

**議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。**

## 補正予算

一般会計補正予算（第6号、第7号）および5特別会計補正予算は、それぞれ総員の賛成で原案を可決し、一般会計補正予算（第8号）は、多数の賛成で原案を可決しました。

### 一般会計補正予算（第8号）

鎌倉市版観光ＤＭＯ設立準備事業費、企業活動拠点整備事業費および三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業費を追加しようとするもので、歳入歳出ともに5912万円を増額し、補正後の総額は625億9745万3千円となります。

### 下水道事業特別会計補正予算

歳入歳出ともに4億6400万円を減額し、補正後の総額は68億1030万円となります。

### 大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算

歳入歳出ともに1170万円を減額し、補正後の総額は6200万円となります。

### 国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出ともに5億1400万円を増額し、補正後の総額は220億2450万円となります。

### 介護保険事業特別会計補正予算

歳入歳出ともに3億3720万円を増額し、補正後の総額は157億6860万円となります。

### 後期高齢者医療事業特別会計補正予算

歳入歳出ともに6400万円を増額し、補正後の総額は51億1240万円となります。

## 指定管理者の指定

指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

鎌倉市腰越漁港管理条例に定める腰越漁業協同組合に指定を、腰越漁業協同組合に指定しようとするもので、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

**議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。**

## 可決した意見書・決議

今定例会で、下記の意見書提出および決議に係る議会議案を可決しました。
なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

（意見書の提出）

- 国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書
- 災害ボランティア割引制度の早期の実現を求めることに関する意見書
- 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについての周知と対応、適切な労災認定などの取り組みの推進を求める意見書
- 台湾南部で発生した地震に際し、台湾に対して必要な人道支援を行い、日台友好に寄与することを日本政府に求める意見書
- 日本政府に対してテロ対策の充実・強化を求める意見書
- 骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書
- 司法修習生の待遇改善と修習期間中の給費制の復活を求める意見書
- 給付型奨学金制度の創設を含め、奨学金制度の抜本的改革を求める意見書
- 国に精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技開催に際して漁業関係者に対する配慮と必要な措置を求める意見書
- 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

（決議）

- 北朝鮮の蛮行たる４度目の核実験とミサイル発射に対して強く非難する決議
- 鎌倉市民の安全の確保のため、鎌倉市由比ガ浜４丁目商業施設計画に関する決議

（可決した意見書・決議の全文は、市議会ホームページをご覧ください）

## 編集後記

今号は「新年度予算に対する各会派の評価と見解」を掲載しており、各会派の所見が一目瞭然です。

毎号掲載している一般質問の報告記事についても、議員個人の質問内容が分かる構成にしている議会が、県議会をはじめとして県内でも数多く見られます。

議員名を記し、主要な質問に絞り質疑の要旨を端的に載せる構成なら、大幅なスペース増にはならないでしょう。

市民からも変更を求める陳情をいただき、議会の発信力に期待する声も寄せられています。改善点を常に探り、多くの方に読まれる議会だよりを目指すべきだと考えます。

（保坂　令子）

議会広報委員会
委員長　日向　慎吾
副委員長　中村聡一郎
委員　保坂　令子
委員　西岡　幸子
委員　池田　実
委員　吉岡　和江

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

●議会だより、議会ホームページに関するご意見はこちらへ　〒248-8686（住所は省略できます）議会広報委員会　E-mail:gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp